

## 市税3税の口座振替をご利用の皆様へお知らせ

固定資産税・市県民税・軽自動車税の口座振替をご利用のみなさまへお知らせです。

上記税目について、口座振替登録がある人で、3年連続して各税目について課税が無い人については、その税目に関する市での振替口座登録が廃止されることになります。

したがって、過去に口座登録があった人でも、3年連続で課税が無い状態が続くと、次回課税があった場合には納付書での支払方法に自動的に切り替わることになります。口座振替を希望される場合は、再度金融機関窓口での手続きが必要となりますので、ご注意ください。

問合せ＝税務課 納税推進係（内線273～276）

## 初度検査が平成18年3月以前の軽自動車には重課税がかかります

～廃車・名義変更はお早めに～

初度検査年月（新車時、使用する前に受ける検査）より13年以上を経過した軽自動車については重課が課されます。平成31年度に対象になるのは、平成18年3月以前に初度検査を受けた車両です。

軽自動車税は、4月1日時点で所有する人にかかります。4月2日以降に廃車や名義変更をしても、払い戻しはありません。手続きをされる場合は、お早めをお願いします。

平成31年度の三輪・四輪の軽自動車税率は以下のとおりです。

種別	初度検査年月				
	平成18年3月以前 (重課)	平成18年4月～ 平成27年3月	平成27年4月以降		
三輪	4,600円	3,100円	3,900円		
四輪以上	乗用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円
		自家用	12,900円	7,200円	10,800円
	貨物用	営業用	4,500円	3,000円	3,800円
		自家用	6,000円	4,000円	5,000円

問合せ＝税務課 市民税係（内線281～283）

## 国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金保険料は日本年金機構からお送りする納付案内書等により、毎月の保険料を翌月の末日までに納めていただくことになっています。

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなったり、場合によっては年金が受けられなくなることがあります。また、万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることがあります。

そこで、便利で安心な口座振替のご利用をお勧めします。口座振替にしておくと、毎月、納めに行く時間と手間がかからず便利で安心です。

また、口座振替のなかには割引のあるお得な振替方法（早割・二年前納・一年前納・半年前納）もあります。

お申し込み方法は、奈良年金事務所または市役所保険年金課国民年金係にて口座振替申出書に必要事項を記入・押印（金融機関の届出印）し、お申し込みください。また、金融機関窓口にご提出いただいても結構です。



なお、前納をご希望の人は**2月末日**までにお申し込みください。

また、年金保険料の納付が困難な人は、納付が免除される制度や猶予される制度があります。所得制限もありますので、ご希望の人は、一度市役所保険年金課国民年金係までご相談ください。

問合せ＝奈良年金事務所（☎0742-35-1371）

（保険年金課）

## 平成31年度 市・県民税から適用される主な税制改正について

### 1. 配偶者控除

納税者（配偶者を扶養する人）の合計所得により控除額が段階的に減額となり、1,000万を超える場合には控除を受けられなくなりました。

※同一生計配偶者が障害者に該当する場合は障害者控除のみ適用可能。

### 2. 配偶者特別控除

控除対象となる配偶者の合計所得が38万円を超え123万円以下に拡大されました。

また、納税者の合計所得により控除額が段階的に減額となります。

詳細・問合せ＝税務課 市民税係（内線281～283）